

岡山市余裕期間設定工事試行要領

1 趣旨

この要領は、岡山市が発注する建設工事において、建設資機材の調達、建設労働者の確保を計画的に行う等、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を、工期前に設ける工事(以下「余裕期間設定工事」という。)を試行するに当たり、必要な事項を定める。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 工事開始期限日とは、発注者が発注に際して指定する日であって、落札者が工事の始期日とすることのできる最も遅い日をいう。
- (2) 工事開始日とは、落札決定から発注者が発注に際して指定する工事開始期限日までの間において、落札者が選定する工事の始期日をいう。
- (3) 余裕期間とは、工事請負契約の締結前においては当該工事請負契約を締結することとなる日から工事開始期限日の前日までの期間を、工事請負契約の締結後においては当該工事請負契約締結の日から受注者が選定した工事開始日の前日までの期間をいう。
- (4) 工期とは、工事開始日(当該日を含む。3(2)の場合にあつては、契約締結日)から終期日までの工事を実施するために必要な期間であつて、準備期間及び後片付けの期間を含むものをいう。

3 対象工事等

- (1) 発注者は、次に掲げる事項その他の事情を総合的に判断し、余裕期間設定工事を選定する。ただし、岡山市小規模工事取扱規程(平成15年市訓令甲第73号)に定める小規模工事は対象外とする。
 - ア 余裕期間を設けても事業スケジュールや緊急度の観点から支障がないこと。
 - イ 余裕期間を設けても適正な工期が確保できること。
 - ウ 工事請負契約を締結した日から工事開始期限日までに十分な余裕期間が確保できる見込みがあること。
- (2) 低入札価格調査又は落札者の責めに帰すべき理由により、工事開始期限日以降に工事請負契約を締結することとなった場合においては、余裕期間を設けることはできず、受注者は、当該契約の締結日から工期内で工事を完了させること。

4 工事開始期限日の指定等

- (1) 発注者は、発注に係る工事ごとに、余裕期間(工期の30%以内、かつ、60日以内で設定するものとする。)を考慮した工事開始期限日を指定するものとする。
- (2) 確認対象者は、工事開始日選定等通知書を入札参加資格確認申請書類の提出期限までに、契約課へ提出するものとする。この場合において、確認対象者は、配置予定技術者を工事開始日に適正に配置できるよう、当該技術者が従事している他の工事の配置期間等に十分留意しなければ

ならない。

- (3)発注者は、受注者の選定した工事開始日では、配置予定技術者を適正に配置できないおそれがある等工事の適正な施工上支障があると認めるときは、受注者に対して工事開始日の変更を求めることができる。
- (4)余裕期間を設けるに伴う積算上の割増は、行わないものとする。

5 工事開始日までの技術者の配置等

- (1)受注者は、余裕期間において、自己の責任において現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができる。ただし、資機材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
- (2)受注者は、余裕期間内においては、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- (3)配置予定技術者の変更は、原則として認めない。

6 契約関係の取扱い等について

- (1)工事請負契約書頭書に記載する「工期」及びコリンズ(CORINS)に登録する「工期」には、余裕期間を含めないこと。
- (2)契約保証の保証期間は、余裕期間及び工期を含むものとする。
- (3)工事請負契約締結後に工事開始日の変更の必要が生じた場合は、岡山市工事請負契約約款第24条の規定により、発注者及び受注者が協議の上、工期の変更を行うことができる。ただし、工事開始日を工事開始期限日後の日とすることはできない。
- (4)余裕期間設定工事に係る前払金については、工事開始日以降でなくては請求することができない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和3年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

【参考】余裕期間設定工事のイメージ

[入札段階]

